

石垣島における学校図書館活動—読書の自由と個人情報・プライバシー保護をめぐる—

1. 研究の目的・問題意識

全国の学校図書館は、専任図書館員の未配置という問題を長い間、抱えてきた。2004年4月の学校図書館法改正以降(司書教諭配置義務化)も、専任の図書館員は多くの学校において確保されていない。こうした状況は、全国の学校図書館において、様々な問題を引き起こし、かつ、解決しなければならない問題を放置してきたと言われており、専任の図書館員が長く配置されてきた沖縄県の学校図書館活動を知ることは、全国の学校図書館活動が抱える問題を解決する上での重要な示唆が得られるだろう。

学校図書館が抱える(未解決の)問題の一つに、プライバシー保護の領域をどのように限定するか、という問題がある。具体的には、読書の自由を保護するためには、利用者の読書記録、貸出記録を「外部」に漏洩しないことが条件となるが、学校図書館の場合は、設置主体との緊密さやその目的において、①「外部」の定義が曖昧となり、②教育的利用の是非が不明確となる、という問題が生じるのである。

学校図書館における読書記録、貸出記録の保護のあり方については、1980年代からすでに指摘されていた。しかしながら、そうした問題提起の一方で、全国の学校図書館には、①専任の職員が配置されておらず、プライバシー保護が問題になるほど学校図書館が利用されてこなかったこと、②学校教育上重視されてこなかったことから(無人の図書館、誰も利用しない図書館、一部の読書好きの子どもの隠れ家としての図書館)、問題提起に対する本格的な議論がなされず、曖昧なまま今日に至っているという状況が確認される。

貸出記録に関するプライバシー保護のあり方について、沖縄県の学校図書館員はどのように考えるのだろうか。本報告では、石垣島の学校図書館員(15名)への聞き取り調査を中心とし、本島(53名)との比較をふまえて、ここまでの調査結果を報告してみたい。

表1 沖縄県の学校司書配置状況

学校の種類	沖縄県	全国
小学校	98.2%	13.4%
中学校	98.2%	15.7%
高等学校	100%	73.0%
盲学校	100%	43.3%
豊学校	100%	21.3%
養護学校	57.1%	6.3%

2. 問題点の整理—学校図書館におけるプライバシー保護の必要性

2.1 図書館とプライバシー保護の関係

『図書館の自由に関する宣言』によると、図書館の存在意義は基本的人権である「知る自由」を保障することにある。「知る自由」とは言い換えれば、何者にも干渉されることなく、自由に情報を入手する権利であり、「読書の自由」とも言い換えられる。『図書館の自由に関する宣言』は、知る自由を保障するための具体的な方法の一つとして、読書に関する「プライバシー保護」を挙げている。利用者の読書の中には、他人に知られたくないような内容を含む場合がある。よって、自らの記録が常に第三者の目にさらされたり、監視される状態では、当然、自由な読書を楽しむことができなくなる。つまり、図書館における自由な読書、自由な知的関心は、個人の内心の自由が守られるところにはじめて成立するものである。従って、個人の内心が反映される(可能性がある)貸出記録や閲覧記録等の読書記録が本人に無断で外部へと不用意に漏洩したり、本来の目的(公共物の管理という目的)以外に使用されたりすることは許されない。

図書館が管理する読書記録には様々な種類があるが、例えば、貸出記録もその一つである。図書館が利用者から預かる貸出記録は個人の内心を(ある程度)あらわす情報となるため、一般的には、高度なプライバシー、または個人情報として、厳重に収集、管理(必要最低限の情報を収集し、漏洩を防ぎ、不要になればすぐに消去し、目的外に使用しない)しなければならないと考えられる。

2.2 学校教育貸出記録の利用価値

『図書館の自由に関する宣言』によると、利用者の秘密を守るとは、(学校図書館も含めて)全ての図書館において非常に重要な役割である。しかし、貸出記録は、児童生徒の興味関心を反映する情報であるがゆえに、教育上は二つの利用価値を持つ。

- 1) 読書指導資料としての価値 → 読書指導を熱心に行う教員(主にクラス担任)にとっては、児童生徒個人の読書意欲(冊数)、読書傾向(読書の偏り)、読書能力(読解力等)を把握する上で便利な資料となりうると思われる。
- 2) 生活指導資料としての価値 → 学校図書館には、悩みの本(いじめられた時に読む本、失恋した時に読む本など)や性教育の本なども所蔵されている。こうした資料の貸出記録=利用記録は、児童生徒個人の興味関心や心の変化を理解するための材料にもなりうるという考えもある。

2.3 個人情報保護の原則に基づく貸出記録の望ましい管理・利用方法

(1) 教育的利用は可能か? =目的外使用にあたる

貸出記録は個人情報の一種である。個人情報保護の原則に従えば、個人情報を入手した側は、提供者に対して開示した収集目的外に使用してはならない、という決まりがある。預かった個人情報を目的外に使用することは人権侵害行為となる。

一般的に、図書館が貸出記録を利用者から集める理由は、「公共物の管理」にあると考えられる。誰がどのような資料をいつまで借りているか、という情報は、個人の内心を反映する非常にデリケートな個人情報の一種であり、本来は安易に集めるべきではないが、図書館は公共物である資料を管理する責任を負うことから、貸出サービスをつつがなく実行するために、利用者から帯出者氏名と帯出資料のタイトル、返却期日に関する情報を集めなければならない。よって、貸出記録は、個人の内心を知るための情報となりうるとしても、「公共物の管理」という本来の目的以外に、例えば生活指導や読書指導の資料として貸出記録を使用することは、個人情報保護の原則から考えれば明らかに問題(ルール違反)であり、人権侵害行為となる。

(2) 子どもたちは教育的に利用されることをある程度、予期している?

とはいえ、学校は児童生徒を教育する機関であり、クラス担任等の教員は、児童生徒に関して貸出記録よりもレベルの高い個人情報、プライバシーを保有している。こうした状況を前提とすれば、

- 1) 児童生徒は、自己の情報についてはある程度、教員に知られていることを予期しているという考えも成り立つ。

- 2) あるいは、目的外使用が問題であるならば、学校図書館では児童生徒に貸出記録を生活指導、読書指導のために活用することをあらかじめ開示して、貸出記録を集めればよい、という意見もあるかもしれない。

しかしながら、学校図書館による外部教員への貸出記録の開示は、児童生徒にとっては「評価者」への開示をも意味している。仮に、児童生徒が自己の貸出記録が教員の監視下にあることを察知するとどうなるか。学校図書館では、

- 1) 教員には知られたくない資料を借りなくなるか、
- 2) 教員により評価を得ようとして興味のない資料を借りるか、
- 3) 学校図書館を利用しなくなる可能性がある。

つまり、意識的にはなくても、教員から少しでもよい評価を得ようとするあまり、学校図書館での読書行為が歪められる可能性が生じる。こうした可能性がある限り、図書館では、貸出記録は第三者、特に自己を評価する立場にある人物には知られてはならない。

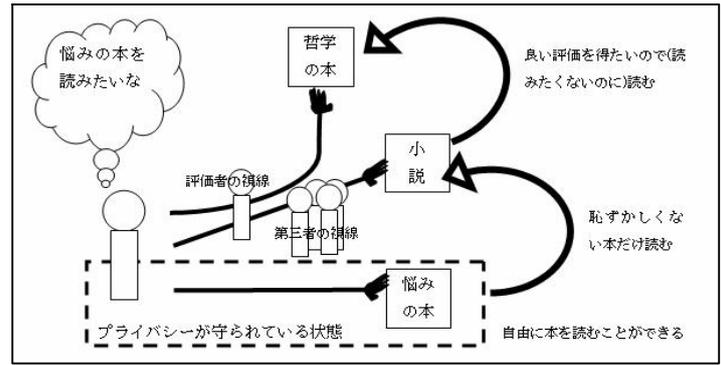


図1 読書の方向が歪められていく過程

(3) 教育上の利用価値への対応

学校教育では、個人の読書状況をどうしても把握する必要があるかもしれない。しかし、そのことは、図書館が貸出記録を提供する絶対的な条件にはならない。個人の読書内容を知りたいのであれば、

- 1) 各教員は、貸出記録に安易に頼るのではなく、読書ノート指導や「声かけ」等を通じて、自己申告に基づく情報を入手すればよい。
- 2) 図書館が管理する貸出記録は、指導資料として便利な記録ではあるが、読書ノート指導の不足や児童生徒とのコミュニケーション不足等の「教育実践の手抜き」を学校図書館が自らの存在意義を否定してまで肩代わりする必要はない。
- 3) 貸出記録の利用という「近道」をふさぐことで、読書指導、生活指導ともに、本来のあり方に立ち返ることで、かえって本質的な指導となるはずである。

以上の点を考慮すれば、基本的には学校図書館の貸出記録は、教育、評価とは切り離して管理するべきであると考えられる。

3. 学校図書館におけるプライバシー保護の現状に関する調査

3.1 調査・分析の方法

貸出記録は、どのような教育的価値があるとしても、目的外には使用してはならないということになるが、こうした考えは、あくまでも図書館学からみた考えであり、学校教育の現場において、どこまで通用するかどうか、という問題が残る。以上の問題意識をもとに、2004年3月以降、断続的に沖縄県中南部を中心に学校図書館員68名への聞き取り調査を実施した¹。ここでは、8月に実施した石垣島調査における15名の学校図書館員の意見に注目し、本島との比較をふまえて、貸出記録の教育的利用に関する意見を紹介してみたい。

3.2 調査結果と分析

3.2.1 貸出記録の読書指導目的での使用について

沖縄県では全般的に読書指導に取り組む学校が多い。インタビュー調査では、こうした状況を背景として、学校図書館が管理する貸出記録は、小中学校を中心に、児童生徒の読書実態の把握を目的として使用されていることが明らかとなった。

- 1) 貸出記録(貸出冊数)の定期的なクラス担任への報告 → クラス担任への個人貸出記録の定期的な提供と評価資料としての活用、それに伴う、通知表を介した保護者への貸出記録の公表が挙げられる。本島には、自治体が異なる学校、私立の学校もあるため、数値には差異がみられたが、石垣島の学校図書館では(確認出来た範囲では)、高校を除いて、いずれも100%の実施率となっており、石垣島全域の小中学校において、読書指導のための貸出記録の活用が制度化されていることが分かる。

目的外使用の問題 (*未確認、「分からない」を除く実施率)	本島			石垣島		
	小学校	中学校	高校	小学校	中学校	高校
1) クラス担任による定期的な個人読書量の把握	100%	95.2%	25%	100%	100%	0%
2) 通知表への貸出記録の記載と保護者への公表	100%	76.6%	0%	100%	100%	0%

- 2) 個別読書指導を目的とした貸出記録の照会 → 冊数だけでは知ることができない個人の読書状況についての確認。「経験がある」と回答した図書館員の数は本島の全体平均で36.1%、石垣島では40.0%という結果となった。冊数の報告と比べれば、その比率はかなり低くなるが、問題が存在しないわけではないことが分かる。具体的には、①教員によるカードボックスの個人カード(書名が記載)の無断閲覧(カード式の図書館の場合)、②教員によるコンピュータ内の貸出記録(貸出状況)の無断参照、③教員との日常会話の中での個人の読書傾向に関する質問、④個人またはクラス全体の読書意欲を喚起するための個人の読書傾向に関する質問などがある(写真はカウンターの専用ボックスに設置された個人カード(左)/教員が自由に手に取ることができる)。



目的外使用の問題 (*未確認、「分からない」を除く実施率)	本島			石垣島		
	小学校	中学校	高校	小学校	中学校	高校
3) 読書指導を目的としたタイトルを含む貸出記録の開示(求められた経験があるか?)	35.7%	38.1%	0%	28.6%	66.7%	40%

¹ 本島の職務の内訳は、学校司書(事務職員)47名、司書教諭5名、アルバイト1名。調査対象地区の内訳は、浦添市16、宜野湾市13、那覇市11、沖縄市3、北谷町3、具志川市2、与那城町2、糸満市2、勝連町1。石垣島は、学校司書13名、司書教諭2名

3.2.2 貸出記録の生活指導目的での使用について

生徒理解のための資料として、貸出記録の提供をクラス担任等から求められた経験の有無を確認した結果は下表のようになった。

- 1) 読書指導目的の場合とは異なり、日常的な記録提供の事実は確認されなかった。
- 2) ただし、勤務経験の長い図書館関係者を中心に「過去に数回、経験がある」という回答があった。

目的外使用の問題 (*未確認、「分からない」を除く実施率)	本島			石垣島		
	小学校	中学校	高校	小学校	中学校	高校
4) 読書指導を目的としたタイトルを含む貸出記録の開示(求められた経験があるか?)	38.1%	17.4%	16.7%	33.4%	0%	40%

- 3) 外部教員が貸出記録、読書記録を求めるケースとしては、以下のような事例がある。
 - 3-1) 最近、様子に変化した子ども、悩んでいる様子がみられる子どもの内面を知るため(悩みの本を読んでいない?)
 - 3-2) 思想的な偏り(死への憧れ)のある生徒が普段なにを読んでいるかを知るため(思想家、宗教家の影響を受けている?)
 - 3-3) 図書館登校の生徒(不登校・問題行動(拒食症・性的な問題・自傷傾向など)の生徒)の心理状態を確認するため
 - 3-4) 生徒が何に興味があるのかを的確に把握し、進路指導に役立てるため
 - 3-5) 子どもとの会話のきっかけにするため
 - 3-6) 公衆道徳を指導するため(返却本が故意に破損、教室内や部室内に放置されていた場合など)
 - 3-7) 問題行動を起こす児童に関する申し送りとして生活指導調書に小学校時代の読書傾向を記載するため

3.2.3 読書指導を目的とした貸出記録の教育的利用についての図書館員の意識

以上のように、外部教員から貸出記録を目的外に使用したいという要望は、石垣島の学校図書館においても確かに存在する。現場の図書館員は、貸出サービスとは無関係に外部教員へと貸出記録を提供することについてどのように考えているのだろうか。

読書指導目的で貸出記録を求められた場合の対応 (*未確認を除く比率/網掛けは回答率の高い選択項目)	本島			石垣島		
	小学校	中学校	高校	小学校	中学校	高校
1) 全ての情報を提供する(「せざるを得ない」を含む)	53.8%	92.9%	100%	100%	100%	0.0%
2) 読書傾向のみ提供する(できるだけタイトルは伝えない)	15.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%
3) 本人に確認の上、提供する(「せざるを得ない」を含む)	15.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4) 拒否する(「拒否したい」を含む)	15.4%	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%
5) 分からない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%

読書指導を目的とした貸出記録の開示要求に対する意見をみると、大半は「提供する」という意見であり、石垣島の高校を除いて、明確に「拒否する」という回答は一部である。では、なぜ提供する(せざるを得ない)という考えになるのだろうか。

- 1) 大半の子どもは、読書内容を教員に知られることを特に不快には感じていない。例えば、小学校低学年の児童に対しては、学校図書館から借りた資料について、教員が「この本は君には難しいから交換しておいで」と声をかける光景が日常的にある。また、最近では性教育や心の教育が推進されていることも影響して、利用者は、悩みの本や性的本も驚くほどオープンに借りていく。貸出記録=プライバシーであることは理屈では理解できるが、現実のサービスにおいては、それほど厳密に対応しなくてもよい。低学年の場合は、プライバシーを保護することよりも、指導資料としての必要性の方が重要である。
- 2) 現代の子どもたちは、読むことと書くことを同期させると、読書を嫌いになるため、現実には読書ノート指導は難しい。また、小中学校では、クラス担任は大変多忙であり、個別の指導は難しい。読書指導において学校図書館が管理する貸出記録は大きな価値を持っており、現実的な代替案がない限り、クラス担任へ提供の方がよい。
- 3) 読書指導は主にクラス担任の役割であり、教育のプロである教員が「教育指導上、貸出記録が必要」と要請してくる場合に、教育のプロではない図書館員が断るべきではない。興味本位での要求であればもちろん断るが、指導資料として貸出記録が必要不可欠であると判断できる場合には、むしろ提供するべきである。
- 4) 年齢によっては読書に秘密を感じる子どももいるかもしれないが、読書指導上どうしても記録が必要であれば、記録を提供したことをその子どもに知られないように配慮するという方法もある。記録をただ渡すだけでなく、直接、「〇〇を読んだってね」と声をかけないようにして欲しいなど、デリケートに扱うように教員に伝えればよい。こうした取り扱いは、教育の現場ではよくある。
- 5) 学校図書館の資料は教員によって選択されており、「読書=秘密」とやたらにマイナス思考に考えるのはどうか。悩みの本でも、性教育の本でも、自由に借りられるのが図書館の本来の姿であり、そうした本でも恥ずかしいと思わずに借りられるようにすべきである。そうした雰囲気を作れば、クラス担任による読書指導のための活用にも問題はなくなる。
- 6) いくら貸出記録がプライバシーであると言っても、公共図書館とは異なり、学校図書館の利用については、児童生徒自身も、自分の読書が全て伏せられているとは思っていないのではないかと。学校図書館内での行動は、ある程度、教員に見られていると予期している部分もあるように思う。学校図書館では、利用者同士で他人の記録を見ることができないようにするなど、基本的なところをおさえればよい。躊躇はあるが、学校図書館では、読書指導のための貸出記録の提供は仕方ないと思う。

3.2.4 生活指導を目的とした貸出記録の教育的利用についての図書館員の意識

次に、生活指導目的での貸出記録の開示要求についての意見を確認してみよう。貸出記録には生徒理解のための資料としての利用価値があることは既に述べたが、読書指導目的の場合の対応と比較すると、書名を含まない(読書傾向までとする)制限付き提供、または「拒否する」という意見が増加していることが分かる。つまり、読書指導目的による要求の方が受け入れやすく、生活指導目的に対しては全ての情報を提供することに対する抵抗があると考えられる。

生活指導目的で貸出記録を求められた場合の対応 (*未確認を除く比率/網掛けは回答率の高い選択項目)	本島			石垣島		
	小学校	中学校	高校	小学校	中学校	高校
1) 全ての情報を提供する(「せざるを得ない」を含む)	77.8%	59.1%	40.0%	66.7%	66.7%	80.0%
2) 読書傾向のみ提供する(できるだけタイトルは伝えない)	0.0%	9.1%	20.0%	16.7%	33.3%	0.0%
3) 本人に確認の上、提供する(「せざるを得ない」を含む)	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4) 拒否する(「拒否したい」を含む)	5.6%	31.8%	20.0%	0.0%	0.0%	20.0%
5) 分からない	5.6%	0.0%	20.0%	16.7%	0.0%	0.0%

とはいえ、ハードルは高くなっているものの、完全に「拒否をする」という考えはやはり一部に留まっており、書名を含むか否か、という違いはあるが、何らかの情報を提供しなければならないとする意見が根強い。では、貸出記録をなぜ提供せざるを得ないのか。

- 1) 不特定多数が利用する公共図書館の場合は、提供した貸出記録を相手がどのように利用するか分からないが、学校図書館では記録を提供する相手は教員に限定される。クラス担任は児童生徒にとって「親代わり」のような人物であり、そうした人物が入手した情報を悪用するはずがなく、よい働きかけを行うための資料になることは明白である。貸出記録を隠す理由はないとも考えられる。
- 2) 学校では、問題行動を引き起こすような子どもについては、1人の教員が抱え込むのではなく、その子どもの情報を「共通理解」し、教職員全員で問題解決に取り組むという体制になっている。学校図書館が学校内の機関である限り、図書館利用に関する児童生徒の情報を完全に伏せることは非常に不自然である。
- 3) 第三者への記録の伝達が読書の自由を侵害するのであれば、教員との記録の共有を前提としてプライバシーを保護する方法もある。例えば、クラス担任のみに提供する、プリントアウトしない、プリントアウトする場合はすぐに廃棄してもらう、記録を伝えたことが児童生徒に伝わらないように強く口止めした上で提供すれば、実際には、読書の自由が侵害されることはない。他の場面ではこうした方法が採られることが多く、学校内で図書館の外部と内部の線引きは不可能である。
- 4) 学校内での教育の取り組みを考えると、教員からの要求を断ると、信頼関係が壊れる恐れがある。現実の図書館活動は教員との協力活動の上に成り立っており(教員に頼っており)、教員の要求を断るといろいろな面で図書館運営が難しくなる。
- 5) 行動面に心配な要素のある子どもには、図書館員自らが働きかけを行うべきなのかもしれないが、図書館員は1人で、子どもは何百人もいる。特に学校司書は事務職員であり、生活指導の技術を持たず、クラス担任との協力が必要となってくる。
- 6) 読書の自由を侵害するとしても、非常勤職員の立場で、または年齢の若い図書館員が長い教育経験を持つ年配の教員の要求を断ることは難しい。また、クラス担任の要望を断った(断ることができた)場合でも、管理職からの命令には従わざるを得ない現実がある。プライバシーを保護したくても、学校の中の命令系統ではその拠り所がない。
- 7) 本来は貸出記録を目的外に使用する場合には、本人の了解を取るべきである。ただし、生活指導の問題は緊急を要することもあり、柔軟な対応も必要となる。子どもたちがクラス担任への記録の提供を知った場合でも、公共図書館とは違い、学校図書館では利用者との距離が近いので、事後のフォローも不可能ではない。あなたのためを思っただけの行動だったということを伝えれば、子どもは学校図書館から離れていくことはない。潔癖すぎて、図書館活動が衰退しないようにしなければならない。

4. 結論—貸出記録の目的外使用に関するガイドライン作成の提案

以上のように、石垣島の学校図書館員も含めて、読書指導、生活指導を問わず、貸出記録の教育的な利用については、学校教育の現実を考えると、完全に否定することはできないという意見が大半を占めている。しかし、読書の自由を守ることは、図書館の重要な役割であり、自由な知的関心の保障が、自由な学問の前提になることを考えれば、学校図書館が読書の自由を保障することは、児童生徒の学習権にも関わる重要な役割とも解釈できる。現場の図書館員の意見は大きな示唆を含むものであるが、貸出記録の教育目的での利用を完全に否定できないとしても、そのことが目的外使用を全て肯定することにもならないはずである。では、どのように解決すればよいのか。最後に報告者の考え(ガイドライン)を提案してみたい。

- 1) 公共図書館のように貸出記録を返却時に消去する → 貸出記録は公共物を管理するために利用者から集めた記録であり、返却時にその用途は終了している。返却を確認した時点で、記録を消去しておけば、事後の目的外使用を求められた場合でも、「記録がないので答えられないので、自分で確認してください」と回答すればよい。

問題点①記録は消しても、記憶は残る/問題点②貸出中の記録を求められたらどうするか?/問題点③緊急の場合はどうするか?

- 2) 当事者(利用者)と記録を求める外部の人物、または図書館との利害関係を持たない第三機関による客観的な判断を可能とする仕組みを構築する → 『図書館の自由に関する宣言』は、全ての場合において利用者のプライバシーが保護されることを謳っているわけでもない。利用者のプライバシーが保護されないケース(例外)として、「憲法第35条にもとづく令状を確認した場合」を挙げている。学校図書館において、どうしても外部(クラス担任等の教員)へと貸出記録を提供しなければならないケースがあるとしても、現状のように、学校図書館員がその必要性を判断したり、教員の判断に任せたりするのではなく、第三機関にその判断を仰ぐ。

ここで紹介した事例は沖縄県のものであるが、専任の学校図書館員が配置されてきた地域であるからこそ、様々な事例や図書館員の悩みを確認することができたのであって、図書館員が配置されてこなかった地域では、外部教員による貸出記録の無断閲覧や、読書内容による個人の内面評価といった事態は、特に問題視されることなく許されているのではないかと懸念もある。本発表が、学校図書館研究において、利用者のプライバシーを守り、読書の自由を保障するためのルール作りの必要性を提起する一助となることを期待したい。

<謝辞> 今回の石垣島調査では、学校図書館員の皆様、南島文化研究所の職員の皆様に様々な面でご協力いただいた。この場を借りて深くお礼申しあげたい。本研究は今後も調査を継続し、分析を深めていく予定であるが、調査協力を頂いた皆様への中間報告として、また、問題意識をより明確にし、共有することを目的として本稿をまとめることとした。(2005.02.26)